

令和 8 年度 高校生教職体験プログラム
「教師ミニミニ体験」事業(県南地区) 実施要項

1 目的

- ①教職希望の高校生が、児童生徒との触れ合いを基盤にした本事業に参加することにより教職の適性を知り、教職への憧れや意欲の向上を図る。
- ②実地体験校の担当教師のアシスタント等として教育活動に参加することにより、児童生徒の学ぶ意欲や生活意欲の向上につなげる。

2 主催・共催・協力

主催：秋田大学教育文化学部 共催：秋田大学未来人材共創機構
協力：秋田大学横手サテライト

3 後援(予定)

秋田県教育委員会、横手市教育委員会、大仙市教育委員会、湯沢市教育委員会

4 対象

横手市、大仙市、湯沢市の実地体験校に登校可能な地域に居住する高校生 30 名程度とする。

5 事業の流れ

(1) 開講式・オリエンテーション

日 付：8 月 1 日(土)
場 所：横手市交流センター ニッパツ Y²ぷらざ (横手市駅前町 1 番 21 号)
内 容：①「教師ミニミニ体験」事業の概要について
②体験実習生としての留意事項等
③グループワーク(自己紹介等)

(2) 講義「教職の世界」

日 付：11 月 15 日(日)、21 日(土)
場 所：花火伝統文化継承資料館 はなび・アム (大仙市大曲大町 7 番 19 号)
内 容：教職の適性や教育の現状等について理解を深め、教職についての基本的知識を身に付ける。(内容は変更になる場合があります)
①(第 1 講)教職の世界とその魅力
②(第 2 講)これから(近未来)の学校教育と教師の役割
③(第 3 講)『授業』という営みー授業ビデオ(教育専門監)の視聴を通して優れた授業の条件を探るー
④(第 4 講)学習指導案の見方と学習指導案(略案)の作成、模擬授業の提示
⑤(第 5 講)最近の教育課題(特に「教師の働き方改革」や「児童生徒の不登校」、「学習評価」等)について
⑥(第 6 講)秋田県教育の特色(「全国学力・学習状況調査」や「大学入学共通テスト」等の結果分析 他) 及び教師に必要とされる資質・能力について

(3) 実地体験

日 付：12 月 22 日(火)～24 日(木)の 3 日間
配属先：6 (1) 参照
内 容：実地体験校の教員より、ワンポイント指導についての助言を受ける。
〈活動例〉
・朝の会、帰りの会への参加(コメントを述べる)
・教科学習のアシスタントまたはワンポイント指導
・学級での交流活動や清掃等、通常の活動への参加
・その他、配属校の実情に応じた活動

(4) リフレクション・閉講式

日 付：12 月 25 日(金)
場 所：横手市交流センター ニッパツ Y²ぷらざ (横手市駅前町 1 番 21 号)
内 容：事後指導(振り返りと総括)

6 実地体験校及び活動時間等

(1) 実地体験校

横手市、大仙市、湯沢市内の小・中学校。詳細については追ってご連絡いたします。

(2) 活動時間

実地体験校の活動時間に準じる。

(3) 活動日誌の記入と提出

参加者は活動日誌を記入し、実地体験校の校長の署名または押印をいただくこと。

(4) 昼食

基本は実地体験校で児童生徒と一緒に教室で給食をとり、(アレルギーのある方は昼食を持参し)、外出のないようにする。

(5) 欠席について

参加者がやむを得ない理由で欠席する場合には、実地体験校と事業担当者へ事前、または当日速やかに連絡をする。

【事業担当】 教育文化学部広報・地域連携推進室

TEL : 018-889-3085

E-mail : kouhou-chiiki@ed.akita-u.ac.jp

(6) 活動の教育課程上の位置づけ

就業体験活動(インターンシップ)として位置付ける等、各高等学校の教育活動の一環とする。

7 参加高校生の募集

(1) 応募資格

本事業のねらいを踏まえ、将来教職に就くことを強く希望する者。

原則、秋田県南地区高等学校在学中の2年生または1年生とする。

(2) 応募手続(別紙 諸手続き参照)

・高校生は推薦願(様式②)を整え、所属高等学校長に申請する。

・各高等学校長は文書(様式④)により秋田大学教育文化学部長へ依頼する。

・秋田大学教育文化学部長は、各高等学校長と連絡協議しながら応募希望者から提出された推薦願を審査の上、推薦者を決める。また、文書(様式⑤)により横手市教育委員会、大仙市教育委員会、湯沢市教育委員会に依頼する。

8 募集締切

令和8年6月30日(火)必着

9 その他

(1) 参加高校生への指導

当該高等学校においては、参加高校生が本事業のねらいを踏まえ、実地体験校の教員の指導の下に活動することの意義を認識させるとともに、服装、言動等についても十分な事前指導をする。秋田大学教育文化学部も同様の指導を行うものとする。

また、事業の開始に当たっては、開講式及び事前の打ち合わせ(オリエンテーション)を実施する。

(2) 終了後の報告(別紙諸手続き参照)

参加者から実地体験校の校長等への礼状については、様式も含め自由とする。

(3) 事故に対する措置等

高校生は6(6)に従い、学校管理下の事業として本プログラムに参加する。